

新潟市水道局分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 7 日

新潟市水道事業管理者

水道局長 長井 亮一

新潟市水道局管理規程第 4 号

新潟市水道局分課規程の一部を改正する規程

新潟市水道局分課規程（平成 1 9 年新潟市水道局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「水道研修センター」の次に「、営業所」を加える。

第 3 条総務部中央料金事務所の項を次のように改める。

料金課

第 3 条総務部秋葉料金事務所の項を削り、同条技術部管路課第 1 課の項及び管路第 2 課の項を次のように改める。

管路課

給水装置課

第 3 条技術部秋葉工事事務所の項を次のように改める。

秋葉工事事務所 管理係 改良係 維持係

第 4 条総務部経営管理課の項第 7 号を削り、同項中第 8 号を第 7 号とし、第 9 号から第 1 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条総務部総務課総務係の項第 1 5 号中「課内」を「課」に改め、同項第 1 6 号中「所管しない事項」を「所管に属しない事項」に改め、同条総務部営業課の項第 5 号中「料金事務所」を「料金課（秋葉営業所を含む。）」に改め、同条総務部技術管理室の項に次の 1 号を加える。

（ 1 1 ） 国土交通省所管補助事業に係る会計実地検査の連絡及び調整に関する
事項

第 4 条総務部中央料金事務所の項中「中央料金事務所」を「料金課」に改め、同項第 1

0 号中「所」を「課」に改め、同条総務部秋葉料金事務所の項を削り、同条技術部計画整備課の項中第 1 5 号を第 1 6 号とし、第 1 1 号から第 1 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 1 0 号中「及び統計」を削り、同号を同項第 1 1 号とし、同項中第 2 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 水道技術管理者の業務に係る事項の総括に関すること。

第 4 条技術部計画整備課の項に次の 3 号を加える。

- (17) 防災対策及び危機管理に関すること。
- (18) 課の庶務に関すること。
- (19) 部の他の課の所管に属しない事項に関すること。

第 4 条技術部管路第 1 課の項を次のように改める。

管路課

- (1) 課、給水装置課及び工事事務所の管路に係る事務事業の調整に関すること。
- (2) 管路に係る統計の総括に関すること。
- (3) 消防用水負担金、消火栓維持管理負担金、消火栓設置負担金その他諸収入金の徴収及び還付に関すること。
- (4) 工事費の精算に関すること。
- (5) 配水管の取得報告に関すること。
- (6) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (7) 断水広報の総括に関すること。
- (8) 道路占用の総括に関すること。
- (9) 占用許可の更新に関すること。
- (10) 配水管工技能講習会の運営に関すること。
- (11) 基幹管路の更新及び整備に係る工事の設計、施行及び監督に関すること。

(12) 老朽配水支管の更新、重要施設向け配水管の耐震化及び配水支管整備に係る工事の設計、施行及び監督に関すること。

(13) 課の庶務に関すること。

第4条技術部管路第2課の項中「管路第2課」を「給水装置課」に改め、第15号を第24号とし、第10号から第14号までを9号ずつ繰り下げ、第9号を削り、第8号を第18号とし、第7号を第17号とし、第6号を第16号とし、第5号を削り、第4号の次に次の11号を加える。

(5) 給水装置及び配水管の維持管理に係る統計の調整に関すること。

(6) 給水装置工事の施行方法に関すること。

(7) 給水装置に使用する材料等（水道メーターを除く。）に関すること。

(8) 給水装置工事台帳の整理保管に関すること。

(9) 給水装置の調査及び指導の総括に関すること。

(10) 貯水槽水道の衛生管理指導の総括に関すること。

(11) 鉛製給水管の更新業務の総括に関すること。

(12) 漏水防止の業務の総括に関すること。

(13) 水道管路施設情報の統括管理及び管理運用に関すること。

(14) 管路図の整備及び統括管理に関すること。

(15) 指定給水装置工事事業者の表彰に係る事務に関すること。

第4条技術部中央工事事務所改良係の項第5号中「限る」を「限る。」に改め、同条技術部秋葉工事事務所管理係の項第2号中「、加入金」を削り、同項中第5号を削り、第6号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 専用公印の管守に関すること。

(6) 庁舎の維持管理に関すること。

第4条技術部秋葉工事事務所給水係の項を削り、同条技術部秋葉工事事務所維持係の項中第8号を第14号とし、第1号から第7号までを6号ずつ繰り下げ、同項に第1号から

第6号までとして次の6号を加える。

- (1) 新規給水要望等に係る配水管布設工事の監督に関する事。
- (2) 水道管路施設情報の閲覧指導に関する事。
- (3) 給水装置工事の検査に関する事。
- (4) 給水装置の調査及び指導に関する事。
- (5) 貯水槽水道の衛生管理指導に関する事。
- (6) 水道メーターの払出及び整理に関する事。

第4条技術部北工事事務所の項第1号中「(事務所)」を「(事務所)」に改め、同項中第3号を削り、同項第4号中「、加入金」を削り、同号を同項第3号とし、同項中第5号を削り、第6号から第10号までを2号ずつ繰り上げ、同項第11号中「設計、施行及び」を削り、同号を同項第9号とし、同項中第12号から第15号までを2号ずつ繰り上げ、第16号から第18号までを削り、第19号から第32号までを5号ずつ繰り上げ、同条技術部西蒲工事事務所の項中第3号を削り、同項第4号中「、加入金」を削り、同号を同項第3号とし、同項中第5号を削り、第6号から第9号までを2号ずつ繰り上げ、同項第10号中「設計、施行及び」を削り、同号を同項第8号とし、同項中第11号から第14号までを2号ずつ繰り上げ、第15号から第17号までを削り、第18号から第31号までを5号ずつ繰り上げる。

第4条の2中「料金事務所、管路第2課、工事事務所」を「料金課及び工事事務所」に改め、同条の表中央料金事務所の項中「中央料金事務所」を「料金課」に改め、「西区」の次に「、北区(太郎代の一部、島見町の一部、白勢町の一部、横土居の一部、笹山の一部及び浜浦の一部を除く。)、西蒲区」を加え、同表秋葉料金事務所の項及び管路第2課の項を削る。

第6条の次に次の1条を加える。

(営業所)

第6条の2 水道料金等の徴収事務を行うため、料金課の管理の下に、次に掲げる営業所

を置く。

名 称	位 置	所管区域
秋葉営業所	新潟市秋葉区程島 2 0 0 4 番地 2	江南区、秋葉区及び南区並びに 南蒲原郡田上町の一部

2 前項に規定する営業所の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

秋葉営業所

- (1) 水道使用の申込みその他水道使用関係諸届の受理に関すること。
- (2) 水道使用量及び下水道使用量の計量、認定及び苦情処理に関すること。
- (3) 水道料金、下水道使用料及び公設浄化槽使用料の清算に関すること。
- (4) 水道メーターの弁償に関すること。
- (5) 使用済み水道メーターの受取及び整理に関すること。
- (6) 水道料金、下水道使用料及び公設浄化槽使用料その他諸収入金の徴収及び還付に関すること。
- (7) 水道料金その他諸収入金の滞納整理並びに下水道使用料及び公設浄化槽使用料の督促に関すること。
- (8) 停水処分に関すること。
- (9) 所の庶務に関すること。

第 7 条第 2 項戸頭浄水場の項第 3 号中「送配水施設」を「配水施設」に改める。

第 1 3 条の見出し中「機関職制」を「機関の職制」に改め、同条の表水道研修センターの項の次に次のように加える。

営業所	所長
-----	----

第 1 4 条第 1 項中「水道研修センター長」の次に「、営業所長」を加える。

第 1 5 条第 1 項中「浄水場」を「営業所及び浄水場」に改め、同条第 2 項中「浄水場」を「営業所又は浄水場」に改める。

第 1 6 条第 1 項中「浄水場」を「営業所及び浄水場」に改める。

第 1 7 条の表を次のように改める。

ア 被職務代理者	職務代理者	
	イ アに掲げる者に事故があり、又は欠けている場合	ウ ア及びイに掲げる者に共に事故があり又は欠けている場合
部長	部次長（部次長を置かない場合は、ウに掲げる者）	部に置く課の課長、部に置く室の室長又は部に置く事務所の所長
部に置く課の課長、部に置く室の室長及び部に置く事務所の所長	部に置く課の課長補佐、部に置く室の室長補佐、部に置く事務所の所長補佐、課に置く室の室長、営業所長又は浄水場長	

第 1 8 条の表水道研修センターの項の次に次のように加える。

営業所	所長	最上席の職員
-----	----	--------

附 則

（施行期日）

- この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
 （所属及び役職の変更措置）
- この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、附則別表第 1 の左欄に掲げる所属勤務を命ぜられている職員は、別に発令のあったものを除くほか、施行日付けをもって同表の右欄に掲げる所属勤務を命ぜられたものとし、施行日の前日において、附則別表第 2 の左欄に掲げる役職発令のなされているものについては、別に発令のあったものを除くほか、施行日付けをもって同表の右欄に掲げる役職発令があったものとする。

附則別表第 1

総務部秋葉料金事務所	秋葉営業所
------------	-------

技術部管路第 1 課	技術部管路課
技術部管路第 2 課	技術部給水装置課

附則別表第 2

総務部中央料金事務所主幹	総務部料金課主幹
総務部中央料金事務所主査	総務部料金課主査
総務部秋葉料金事務所主査	秋葉営業所主査
技術部管路第 1 課長補佐	技術部管路課長補佐
技術部管路第 1 課幹線整備係長	技術部管路課主査
技術部管路第 1 課主査	技術部管路課主査
技術部管路第 1 課副主査	技術部管路課副主査
技術部管路第 2 課長補佐	技術部給水装置課長補佐
技術部管路第 2 課主査	技術部給水装置課主査
技術部管路第 2 課副主査	技術部給水装置課副主査